

個別報告

ドイツの刑事警察・犯罪学とシンティ

——20世紀におけるエスニック・マイノリティの発見、捕捉そして迫害

パトリック・ヴァーグナー
 猪狩弘美・石田勇治訳

今日のヨーロッパにはおよそ1000万人のシンティとロマが暮らしており、欧州大陸最大のエスニック・マイノリティとなっている。ドイツ連邦共和国は1997年から、国内に居住する約10万人のシンティをデンマーク人、ソルブ人と並ぶ第三の国民的マイノリティと認定している。「シンティ」という名称は「ロマ」の一部の集団を意味するが、彼らは数百年も前からドイツとその西方の隣国に暮らし、南東欧のロマとは異なる経済的・社会的・文化的環境に身をおいてきた。この区別からもわかるように、シンティを含むロマというエスニック集団が現在また過去においてどのような存在であったかを定義することは容易なことではない。

一般的には、共通言語のロマニ語や、共通の出自・来歴からロマが定義されることが多い。18世紀末以降、言語学はロマニ語が北インドのサンスクリット語と親戚関係にあり、その話者が14世紀以降に南アジアからヨーロッパへ移住したと主張した。さらに流浪生活を送り、家族の価値を特別に尊重するという文化的伝統によって、あるいは負の烙印を押され迫害にさらされた集団的な経験によって定義されることもある。第二次世界大戦下で数万人のシンティ・ロマが殺されたのは、その最たる事例である。

だが問題は、こうした定義が、政治的判断でロマ民族に分類されたすべての人びとに当てはまるわけではないということだ。例えばロマニ語を話すのは全体の半数だし、移動生活を営むのはごく少数に過ぎない。共通とされる出自・来歴にまつわる語りも当事者間でどれほど流布していた（いる）か、明らかになっていない。歴史上の、あるいは現在のロマへの差別や迫害の経験もスロヴァキア、ルーマニア、ベルギー、アイルランドでは全く異なっている。

さらに厄介な問題は、国民的少数派としてのロマに相応しい保護権を保障しようとする善意の政治的意思による定義が、数世紀に及ぶ差別と偏見を部分的に再生産していることだ。「ドイツのシンティ・ロマ中央評議会」（1982年設立、以下で中央評議会）はまさにそのジレンマを抱えて

いる。中央評議会は人びとの偏見に基づく差別を告発する一方で、自らの国民的少数派の状況をやはりある種の偏見——例えば伝統的な文化に関して——によって根拠づけなければならぬ。要するに、官庁と当事者組織がいうように、ヨーロッパ・ロマという一つのエスニック的・国民的集団を認めるにせよ、その民族生成は、自己規定と他者規定の複雑な絡み合いによって特徴づけられる。ロマの政治組織が成立する1970年代まで、この集団の形成はその本質において外部からの特徴づけと、それに起因する差別と迫害によって規定されてきたのである。

1

18世紀末の啓蒙の時代、学者や官吏が西欧に暮らすシンティの問題に取り組んで以来、シンティは、互いに絡み合う次の三つの特徴をもつ存在として多数派社会から定義され、認識され、管理されてきた。

第一に、シンティは他の移動集団とは異なり、社会的上昇の能力がなく、そのために貧困問題を持続的に産み出していると見なされた。それゆえ大衆貧困が既成の社会秩序の脅威と認識される時、きまってシンティへの迫害が強まったのだ。

第二に、シンティの文化は「未開」だと見なされた。それは同時期に西欧人が植民地化したアフリカ、アメリカ、アジアの文化について抱いた思い込みと同じで、現地住民に対する優越感の拠り所となった。シンティあるいは植民地の現地住民は、非合理的で迷信めいた規則のもとで暮らし、軽率で怠惰、恥知らず、性的奔放、恐ろしいほど多産、そして上位の社会的価値を尊重せず、頑ななまでに大家族への忠誠心をもつ。野性的な移動生活を営み、将来という概念をもたず、小さな子どものように信頼できない、というわけである。要するにシンティは、ヨーロッパの多数派社会が、それを見事に克服することで自己を定義するようになった、あの文化的「未開状態」を表していたのだ。

第三に、シンティは社会的・政治的秩序への脅威と見なされ、国家は文明化と管理の二重戦略でこれに対処すべきだとされた。警察が国家官僚機構内の独立機関となった19世紀、シンティは「常習犯」、売春婦、政治的敵対者とともに抑圧すべき集団に位置づけられ、警察はそうすることで社会的秩序の崩壊傾向を食い止めようとした。1800年以降、警察の組織的発展は都市化の進展と一致した。工業都市の成長と大量の労働移民によって管理が損なわれているとの不安が生まれ、それに警察は立ち向かうべきだとされた。当時の人びとが「ツイゴイナー」と呼んだわずか2000～3000人のシンティの集団は、何百万人も労働移民を代表するに相応しい存在だった。というのも、市民の観点からすれば、彼らは「よそ者」、「未開」の典型であり、その生活習慣・行動様式は理想的市民のそれと正反対だったからである。

実際、西欧・ドイツのシンティの大部分は、第一次世界大戦が始まる数十年前から行商、牛馬・家畜商、刃物研ぎ、占い師、楽師など移動型の生業を営んだり、あるいは旅回り的一座や芸術家集団とともに各地を渡り歩いたりした。同時期の多くの労働移民と異なり、彼らは大きな家族で群れをなし、住まいを兼ねた車で移動し、立ち寄った集落・町の周縁部に土地の住民から離れて野営生活を送った。これはシンティの文化的伝統に合致したものと推測されるが、固有の言語のために多数派住民との隔たりが際立った。だが同時に、移動生活が続いたのは遺伝的素質の帰結ではなく、移動型サービスへの社会的需要のためであり、「よそ者」を可及的速やかに立ち去るよう追い立て、根付くことを阻止しようとした地元の政策のせいでもあった。たしかに当局は「ツイゴイナー」を無理矢理にでも定住させるとの考えで一致したが、その場所は自分の地元ではなく、どこか別のところを望んだのも確かなことであった。

19世紀のドイツでは移動型生業の従事者が増え、それはもはやシンティに限らなくなった。実際、19世紀初頭の警察関連の出版物には、さすらい人、浮浪者、ユダヤ行商人、「詐欺師」と並んで「ツイゴイナー」が移動型生活形態の多彩な寄せ集めの一要素と記されている。1840年代のいわゆる大衆窮乏に直面した警察当局は、犯人捜査・情報収集にあたり「ツイゴイナー」を他の集団から区別し、移動する貧困集団の最も危険な表現と捉えた。1857年、ハノーファー王国の手配書で初めて「ツイゴイナー」という記録項目が導入された。これ以後、従来は項目がなく「ツイゴイナー」とされてこなかった多くの人びとが全国手配書で「ツイゴイナー」に分類されるようになった。同時に「ツイゴイナー」は個人としてだけでなく、大家族として捕捉・手配されるようになった。こうして警察のカード目録には、血縁関係を通じてネットワーク化された文化としての「ツイゴイナー」の情報が蓄積されていった。警

察はこうした情報を、他の集団に関しては保有しておらず、体系化もしていなかった。このデータを参照した警官は、捜査対象を被疑者としてではなく、「ツイゴイナー」という集団の一員として把握したのである。

1890年に始まる高度工業化にともなう労働移民の大波は、「ツイゴイナー」を脅威と捉える新たな認識を産み出し、彼らを捕捉しようとする推進力を惹起した。世紀転換期、ほとんどすべてのドイツ諸邦で「ツイゴイナー」の移動に制限を課す法律が制定された。1899年にはミュンヘン警察本部に、バイエルンの「ツイゴイナー」に関する情報収集を目的とするセンターが設置された。1911年にはバイエルンで小さな子どもを含む、登録済みの「ツイゴイナー」全員の指紋が強制採取された。この識別技術はまだ新しく、1909年にミュンヘン警察本部に導入されたばかりで、当時のごく限られた犯罪者集団の指紋が採取されていただけだ。同じ1911年のドイツ諸邦警察会議で、今後は「常習犯」、外国人犯罪者、「ツイゴイナー」の三つの容疑者集団の指紋を定期的に採取することが決まった。ミュンヘンの情報センターはその後、調査対象をドイツ全土へ拡大させることになった。

犯罪統計を見ると、「ツイゴイナー」によるとされた犯罪は1パーセントに満たず、それもほとんどが軽犯罪だ。1900年頃、彼らは警察から見て重大な治安問題となったが、それは彼ら個々人が行った犯罪によってではなく、むしろ地域間の移動や「未開」段階にあると見なされた文化の程度によってであった。「ツイゴイナー」が社会的あるいは民族的な現象であるか、刑法学者の考えは曖昧のままだった。ミュンヘンの情報センターが1905年に出したある刊行物は、被捕捉者の約五分の三が、言語と親族関係に基づいて民族としての「ツイゴイナー」集団の一員に分類され、五分の二はドイツに起源をもち、たんに「ツイゴイナーのように放浪している」者と分類された。それでもすでにこの時点で、「人種学上のツイゴイナー」（1911年ドイツ諸邦警察会議での用語）は、移動生活と累犯性によって特徴づけられる、多様な民族的・国民的由来の混合住民の中核をなしているという漠たる確信が警察官の間で確立していた。この解釈によって「ツイゴイナー」の危険はいっそう深刻だと思われた。というのも、まさにこの時期にドイツの公の場で、アフリカ植民地で官吏や移民が現地の女性と関係をもった場合、ドイツ国民にどんな危険が生じるかについて、ヒステリックな議論が行われていたのだ。1913年、フライブルクの人類学者オイゲン・フィッシャーが発表した「人類の交配問題」の研究を想起しよう。この研究は、アフリカ南部でのフィッシャー自身の研究に基づいており、ドイツの人類学の基礎文献とみなされている。ヨーロッパの「ツイゴイナー」は、ヨーロッパ人がその植民地で目の当たりにしたあの「未開性」

の脅威をあらためて表していた。

ヴァイマル共和国の経済危機の時代、非定住の求職者が急増した。その時、「ツィゴイナー」のせいだとされた危険が——これまでの危機の時代でもそうであったが——さらに潤色されて取り沙汰された。1926年にバイエルン州議会が可決した「ツィゴイナー・放浪者・労働忌避者撲滅法」はその典型である。ここでいう「放浪者」とは、民族集団としての「ツィゴイナー」には属していないが、同じように暮らす人びとを意味する。この法によると、警察は「ツィゴイナー」を裁判所の関与なしに二年間、矯正施設に収容することができた。こうしてドイツ国籍をもつシンティの基本権が、民族的分類に基づき、部分的に剥奪されたのである。「ツィゴイナー」は「ドイツ文化に有害な異物」だというのが、この法を正当化する公的な根拠となった。「ツィゴイナーという概念はよく知られており、詳しい説明を要さない。誰がツィゴイナーと見なされるべきか、人種学が示唆を与えている」。法はそのように主張した。

だが、人びとを最初に民族としての「ツィゴイナー」に分類したのは「人種学」ではなく、前述のミュンヘン警察本部の情報センターであった。いまや調査対象をドイツ全土に広げた情報センターは、1938年までに3万4000人のデータを収集し、その内わずか1万8000人を民族としての「ツィゴイナー」に、残りの1万6000人を移動型生活様式の非ツィゴイナーに分類した。ナチは権力掌握（1933年）に際し、これらの集団とどう関わるべきか明確な方針をもっていなかった。シンティがナチ党員やヒトラー・ユーゲントのメンバーになることも、1942年までは可能だった。しかし、内務省と警察は1935年末以降、シンティの弾圧を強化した。「ツィゴイナー」はニュルンベルク人種法の施行規則において、ユダヤ人、アフリカ人とともに「異種血統」、つまり帝国市民＝国民になれない者と定義された。もっとも、この規則は首尾一貫して実施されたわけではない。ユダヤ人とは違って、「ツィゴイナー」に対しては世界観上の明確な構想がなかったためだ。

その構想を考案したのが、親衛隊全国指導者でドイツ警察長官のハインリヒ・ヒムラーだ。ヒムラーは1938年、警察は今後「ツィゴイナー問題にこの人種の本質から着手する」と言明した。この構想は、ヒムラーの教条的なレイシズムからというよりも、「ツィゴイナー問題」に根本的な解決策を見つけ出したい警察の実務家の意志に由来するものであった。したがって、これは従来のシンティ差別の単なる過激化とはいえ、むしろ断絶を意味した。ヒムラーはシンティ・ロマがインド起源であり、ロマニ語がサンスクリットとの親戚関係にあることから、「人種ツィゴイナー」はアーリア人、つまりゲルマン人と遠縁関係の民族なのだと結論づけた。彼らのいわゆる「未開状態」には

アーリア文化の初期段階が認められると考えたヒムラーは、人類学者が「純血種」とみなした「ツィゴイナー」を、その文化を保存するため、いずれ特別居留地に住まわせると決定した。その対象となったのは、ドイツとオーストリアの警察に「ツィゴイナー」として登録された3万5000人の内、約3000人だった。

ヒムラーと「ツィゴイナーの撲滅」を所管した刑事警察指導部にいわせると、問題の本質は「混血ツィゴイナー」、つまり「ツィゴイナー」の九割以上を占めるシンティの家系と民族ドイツ人との混血にあった。数世紀にわたり「ツィゴイナー」の烙印を押された社会的周縁グループのドイツ人が——それは、ナチの人種差別の論理では「劣等」遺伝子を持つドイツ人を意味した——「ツィゴイナー」と混ざり合ったというのだ。「異種混交」への不安、そして民族としてのツィゴイナーと「ツィゴイナーのように」生活している者だけが混合集団を形成しているという警察のかつての観察が、いまや人種生物学の筋書きに翻訳された。ヒムラーは「混血ツィゴイナー」をドイツから段階的に移送させた。1940年から41年にかけてドイツ西部から2500人、東プロイセンから2000人、ブルゲンラントから5000人の「混血ツィゴイナー」が占領下ポーランドの収容所に連行され、その大半がさらに絶滅収容所へと移送された。1943年から44年にかけて、刑事警察はおよそ1万7000人の「混血ツィゴイナー」をドイツ、オーストリア、チェコからアウシュヴィッツへ直接、移送した。どの移送でも個々の決定は現場の刑事・犯罪捜査官の掌中にあった。彼らは、当該人物に関する人種学鑑定書に従いながら、他方で、警察文書で「ツィゴイナー」とされた、警察業務の厄介者を片付けるチャンスと捉えた。こうして、人種主義的絶滅政策と犯罪捜査上の功利主義が不可分に結合した。総じて約2万5000人のドイツ、オーストリア、チェコのシンティが、1945年までに殺害されたと推定されている。

これに加えて、親衛隊行動部隊（アインザッツグルッペン）と国防軍部隊がセルビアとソ連の占領地域で数万人のロマを殺害した。これはヒムラーの人種概念に基づくものではなく、昔からの「ツィゴイナー」のイメージ、つまり流浪民ロマは潜在的なパルチザン、いやパルチザンの中のパルチザンとの思い込みによる虐殺だった。ヨーロッパでナチ・ドイツに殺されたシンティ・ロマの総数は正確にはわからない。だが中央評議会がいつもいう50万を大きく下回るだろう。この数字が最近のドイツの政治に——例えば2012年に除幕した「殺害されたシンティ・ロマのための記念碑」に関して——引き継がれているにせよ、それは想起策上のジェスチャーであり、信頼できる学問的成果に基づいているわけではない。

2

シンティ・ロマの犠牲者数に関して中央評議会が主張する50万という数字を受容したドイツ政治の態度は、シンティ・ロマの殺害に責任をもつドイツ刑事警察の誰一人としてそのことで有罪判決を受けていないことへの遅滞きながらの、そして無力な反応である。殺害に関与したどの警察官僚も一切の咎めなく戦後、ドイツ連邦共和国（西ドイツ）の警察組織で立身出世を遂げた。それどころか彼らのなかには1950年代、「ツイゴイナー・放浪者の犯罪」撲滅を趣旨とする特別部署・情報収集局の立ち上げを主導したものもいた。ただ戦後初期に限れば、占領軍が戦前との連続性を阻んでいた。例えば、シュレースヴィヒ=ホルシュタイン州内務省は1946年7月、イギリス軍政府が州警察に「ツイゴイナーを、その人種の帰属ゆえに特別管理の下において不利に扱う」ことを禁じたことに注意を促している。だがその二年後の1948年8月、同省は特別管理の再開をはっきりと指示したのだ。

連合国からドイツの当局へと段階的に責任が移行するとともに、警察は1920年代の差別的実践へと戻っていった。1949年9月、西ドイツの州刑事警察局長はシンティ・ロマに関するデータの相互交換に合意し、連合国によって廃止されたバイエルン法（1926年）に相当する法——この民族集団帰属者の基本権を停止できる法——の再制定を訴えた（それは実現しなかった）。それから1980年代までの警察によるシンティ・ロマの扱いには、次の四つの特徴が認められる。

第一に、警察官僚はナチ時代の「ツイゴイナー」への人種主義的迫害を、警察組織内のやりとりを通じて、また世論に訴えて相対化しようとした。例えば「あれはただヒムラーの個人的戯言の所産に過ぎず、警察業務とは何の関係もなかった」と主張する一方で、公共の安寧は今も「ツイゴイナー」によってひどく脅かされているという。というのも「強制収容所の生き残りが司法・行政・政治の善人のせいで警察の介入から保護され、拘留補償金を手にして自動車生活をしている」からだ。1954年、ドイツ連邦刑事局（BKA）の「ツイゴイナー」問題の専門家、いまや新たな犯罪者タイプとして「自動車乗り」が出現しており、その「高速移動性」に警察はほぼ無力だと述べた。シンティが強制収容所を生き延び、再び違法行為を犯すような事態こそ、この集団が自然状態では社会復帰できないことを証明しているというのである。

第二に、1938年から45年までの「ツイゴイナー」への迫害がヒムラーの気まぐれに還元されたことで、ヒトラー政権成立に先立つ数十年に「専門職」として磨きのかかった警察の手法——実際に罪を犯したか否かにかかわらず、すべてのシンティを組織的に捕捉することを含めて——へ

の回帰が、少なくとも警察官僚の目には正当化されたと映った。1933年以前と同じく、ドイツ連邦共和国の警察当局もシンティを個人としてではなく「一族」として追跡し、個々の容疑者だけでなく、大家族全員を小さな子どもにいたるまで鑑識対象としてデータの集積に努めた。ドイツ連邦刑事警察局長は、ナチ時代からの個人ファイルを継承、あるいは新規に作成して人種鑑定書を引き継いだ。それは、戦後も犯罪捜査に有用だとみなされ「ツイゴイナー一族」に関する貴重な情報源となった。

第三に、ドイツ連邦共和国という新たな法治国家秩序への最低限の配慮として、「ツイゴイナー」の用語使用について見直しがはかられた。例えば、前述の西ドイツ州警察協定（1949年9月）は次のように述べている。「人種的迫害思想を根底から排除するためには、ツイゴイナーという表現を避け、代わりに放浪者という表現を用いることが必要であると思われる」。たしかにこの指針は普及するが、それは表面上にとどまった。1961年、ニーダーザクセン州警察が「放浪者犯罪の撲滅」と銘打った専門家会議を開催した折り、講演者の演題に「ツイゴイナー」がいくつも使用されていた。「ツイゴイナーとその世界」はその一例だ。

第四に、こうした「意味論上の改築」の背景に過去への反省がなかったことは、1950年代から70年代にかけて刊行された犯罪学文献が裏づけている。一例としてここでは、1967年に連邦刑事局の手で編集・刊行され、1973年に第二版が無修正で刊行された、刑事のための犯罪学教本から一節を引用しよう。この教本は——これまで述べてきたような——シンティを民族として特徴づけるほとんどすべての偏見を再生産している。「ツイゴイナーは一族で群れをなして暮らしている。彼らには長老に服従する義務があり、その風習の番人としての一族の母がいる。ツイゴイナーは固定した住居をもたず、定職に就かない。自由に遍歴する傾向と著しい労働嫌いが、ツイゴイナーの特徴である」。

この本は1982年まで犯罪学の公式教本であったが、その後、暗黙裏に回収された。理由は、当時の連邦刑事局長ハインリヒ・ボーゲが述べたところによると、「いくつかの分野で最近の学問水準と合致しなくなった」ためだ。なかでも、この教本は人びとの実際の生活に相応していなかった。だが犯罪学者はこれを意に介さなかった。たしかに連邦刑事局の副局長ロルフ・ホレは1970年、近年のシンティは定住していることを認めたが、「放浪者にはキャンピングカーで移動する傾向」が根づいており、今は「一時的に」それを抑えているに過ぎないと警察の認識を「覆すことはできない」と述べていた。

1970年代末以降、警察の差別的実践は、ドイツ・シンティが新たに作った組織の強い圧力を受けた。まずは1971年設立の「ドイツ・シンティ同盟」、次に前述の中央

評議会からの圧力だ。これらの諸組織は、他の集団を範にとって意識的に公民権運動として構想された。シンティの活動家たちは社会的に首尾よく統合され、高学歴で、中間層へ上昇した若い世代の人びとだ。彼らは自らの集団に対する警察の差別の連続性に的を絞り、これをスキャンダルとして取り上げた。1982年と85年、西ドイツ首相のヘルムート・シュミットとヘルムート・コールにシンティ・ロマに加えられたナチ犯罪を公式に認めさせたのは、彼らの働きかけの結果である。1985年、連邦議会は全党一致でシンティ・ロマへのあらゆる形態の差別を撤廃する要求を承認した。

シンティ・ロマを民族として捕捉してきた警察のこれまでの差別的実践は、このような経緯を経て、もはや維持できなくなった。1983年以降、住民登録の差別的項目が削除されるか置き換えられた。当局はその際、「ツイゴイナー」や「放浪者」など論議を呼ぶ用語の内部使用をやめたが、他方で捜査技術上、正当化される特別捕捉の核心を維持しようとした。1983年から現在まで、シンティ・ロマを差別せずに表現できる新用語が作りだされた。例えば「居住地を頻繁に変更する人びと」、「移動型エスニック・マイノリティ」などだ。これらの表現はやがてスキャンダルを惹起し、攻撃の的となって別の表現に替えられた。警察指導部は、用語規則を変えるだけで、問題の背景にある争点に触れずに攻撃をかわせると信じたため、シンティ・ロマ出身の犯人と向き合う警官に不安な行動と反発を引き起こした。最近ようやくいくつもの警察組織がこの問題に正面から取り組みだした。例えば、連邦刑事局はハイデルベルクの「シンティ中央評議会ドキュメンテーション文化センター」の催しを警部のための研修プログラムに組み込んでいる。

今日、ドイツのシンティが自らの理解において明白なエスニック的・国民的な少数派としてドイツ社会の中に存在し、同化によって解体していないのならば、それは何よりも官庁の差別的実践の持続がもたらした結果だと思われる。そうした差別と、象徴・現実としての「アウシュヴィッツ」は、若いシンティの活動家が1970年頃から新しい政治状況のなかで闘争的な表現手段をもって独自のエスニック共同体の構造を作ることを可能にした。そしてその構造のおかげで、シンティの共同体は自らの日常生活で重要な意義を得て、その存在を証明してみせることができたのである。

Literatur

- Baumann, Imanuel u.a., Schatten der Vergangenheit. Das BKA und seine Gründungsgeneration in der frühen Bundesrepublik. Köln 2011 (als PDF unter: www.bka.de/nn_233244/SharedDocs/Downloads/DE/Publikationen/Publikationsreihen/01PolizeiUndForschung/Sonderband2011SchattenDerVergangenheit.html)
- Diercks, Herbert (Hrsg.), Die Verfolgung der Sinti und Roma im Nationalsozialismus, Bremen 2012 (= Beiträge zur Geschichte der nationalsozialistischen Verfolgung in Norddeutschland 14)
- Fings, Karola/Opfermann, Ulrich F. (Hrsg.), Zigeunerverfolgung in Rheinland und in Westfalen 1933-1945. Geschichte, Aufarbeitung und Erinnerung, Paderborn 2012
- Giere, Jacqueline (Hrsg.), Die gesellschaftliche Konstruktion des Zigeuners. Zur Genese eines Vorurteils, Frankfurt am Main 1996 (= Wissenschaftliche Reihe des Fritz Bauer Instituts 2)
- Hedemann, Volker, "Zigeuner!" - Zur Kontinuität der rassistischen Diskriminierung in der alten Bundesrepublik, Hamburg 2007
- Lewy, Guenter, "Rückkehr nicht erwünscht". Die Verfolgung der Zigeuner im Dritten Reich, München/Berlin 2001
- Lucassen, Leo, Zigeuner. Die Geschichte eines polizeilichen Ordnungsbegriffes in Deutschland 1700 - 1945, Köln 1996
- Margalit, Gilad, Die deutsche Zigeunerpolitik nach 1945, in: Vierteljahreshefte für Zeitgeschichte 45 (1997), S. 557 - 588
- Zimmermann, Michael, Rassenutopie und Genozid. Die nationalsozialistische "Lösung der Zigeunerfrage", Hamburg 1996 (= Hamburger Beiträge zur Sozial- und Zeitgeschichte 33)
- Zimmermann, Michael (Hrsg.), Zwischen Erziehung und Vernichtung. Zigeunerpolitik und Zigeunereforschung im Europa des 20. Jahrhunderts. Stuttgart 2007 (= Beiträge zur Geschichte der Deutschen Forschungsgemeinschaft 3)